

議案第 7 号

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

茨城県信用保証協会の要請に基づき、融資保証の期間を延長することで中小企業者の資金繰りの安定を図るため、条例の一部を改正するものです。